神戸市福祉有償運送運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第2条の規定に基づき、神戸市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項について定める。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。
 - (1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 79 条の規定に基づき、 自家用有償旅客運送の福祉有償運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効 期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請 する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
 - (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
 - (3) 協議会の運営方法、その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(副会長)

- 第3条 必要があるときは、協議会に副会長を置く。
- 2 副会長は、会長の指名した者をもって充てる。
- 3 副会長は会長を補佐し、及び会長に事故があるときは、神戸市福祉有償運送運営協議会規則(平成25年4月1日規則。以下「規則」という。)第4条第2項を代理するものとする。

(会議)

- **第4条** 協議会において当該案件について了承する旨の議決があった場合には、協議が調ったものとして協議会における合意があったものとみなす。
- 2 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、団体及び機関を代表して 選任された委員については、会長及び副会長を除いて、同一の団体及び機関に所属する 者を代理人として出席させ、合議を委任することができる。
- 3 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合議を委任 することができる。
- 4 第2項の規定により代理人を出席させた委員又は第3項の規定により委任状を提出した委員は、規則第5条及び第8条の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 5 会長は、福祉有償運送事業の運送主体となるNPO等に対し、必要に応じ、オブザー バーとして参加を求め、意見及び報告を聴くことができる。

(開催)

- 第5条 協議会は、次の場合に開催する。
 - (1) 法第79条の規定に基づく登録等の申請が予定されている時
 - (2) 重大事故等、問題が発生した時
 - (3) その他福祉有償運送事業の適正実施のために必要がある時

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。